

## 令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業 優先交渉権者決定基準

### 1 目的

この優先交渉権者決定基準は、令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業（以下「本業務」という。）を委託する優先交渉権者を選定するにあたり、その基準を明確にするとともに、評価手順等を定めるものとする。

### 2 提案評価

本業務の優先交渉権者の決定に関する事項は、「令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業優先交渉権者選定会議」（以下「選定会議」という。）において行う。なお、選定会議の委員は、「令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業優先交渉権者選定会議設置要綱」に基づく。

### 3 提案内容の評価

次の、提案内容の評価する技術点及び見積価格を評価する価格点の合計点（以下「総合評価点」という）がもっとも高い提案をした者を優先交渉権者とする。

なお、総合評価点が最も高い者が 2 者以上となった場合には、選定会議長が採点した技術点が最も高い者を優先交渉権者とする（議長の採点も同点であった場合はくじ引きにより決定する）。ただし、総合評価点が最も高い者の、令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業提案書作成要綱（以下「提案書作成要綱」という。）別記様式第 5 号による見積額が、下記「4 予定価格」で示す価格を超えている場合、または提案書作成要綱別記様式第 3 号の仕様証明書において適正欄のどれか一つでも「実現不可能（×）」がある場合、当事業者を優先交渉権者とせず、次点の者を優先交渉権者とする。

#### （1）技術点

別紙「令和 8 年度公共施設最適化推進支援事業提案内容評価表」（以下「提案評価表」という。）に基づき各委員が評価し、点数を与える。

提案評価表の各項目にあつては次の評価段階と同数の点数を与え、選定会議各委員の点数の総和を選定会議委員数で除して算出された数値（1 点未満は切り捨てるものとする。）とする。

<評価段階>

5 優れている	4 やや優れている	3 普通	2 やや劣っている	1 劣っている
---------	-----------	------	-----------	---------

#### （2）価格点

次の方法により算出する。

価格点 = 価格点の配点 × (1 - 見積価格 ÷ 予定価格)

※1点未満は切り捨てるものとする。

4. 予定価格

19,574,500円とする。

※最低制限価格は設けない